

出水市学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）に基づき実施される学校給食に関し、法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）の全部又は一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を拡充することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に登録されている者で、出水市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定に基づく学校給食費に係る扶助を受けている世帯に属するとき。
- (2) 出水市児童生徒就学援助に関する規則（平成18年出水市教育委員会規則第23号）に基づく学校給食費の援助を受けているとき。
- (3) その他学校給食費について、国又は地方公共団体の助成を受けているとき。
- (4) 学校給食費を滞納しているとき（当該保護者に係る児童生徒が在籍する市立学校の学校長が分納誓約書を徴し、履行されている場合を除く。）。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の額)

第3条 市立学校に在籍する児童生徒1人に係る1月当たりの補助金の額は、次の各号に掲げる児童生徒の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1子及び第2子の児童生徒 保護者が負担すべき学校給食費相当額。ただし、1,000円（出水市特別支援教育就学奨励費に関する規則（平成30年出水市教育委員会規則第2号）に基づく学校給食費の援助を受けている場合は、500円）を上限とする。

(2) 第3子以降の児童生徒 保護者が負担すべき学校給食費相当額。ただし、出水市特別支援教育就学奨励費に関する規則に基づく学校給食費の援助を受けている場合は、当該額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 児童生徒の第1子、第2子及び第3子以降の算定については、世帯内で養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者のうち上から数えるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校給食費補助金交付申請書兼同意書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請に対し補助金の交付の決定があったときは、当該補助金に係る金銭の請求及び概算払の申請並びに概算払いを受けた補助金の精算に関する一切の権限を、当該申請者に係る児童生徒の属する市立学校の学校長に委任することができる。この場合において、当該請求及び概算払の申請並びに精算に関する手続きは第8条の規定を準用する。

（補助金の交付の決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、学校給食費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、市長が、補助対象者の学校給食費の納付状況等を当該補助対象者に係る児童生徒の在籍する市立学校の学校長に照会し、確認することにより、補助対象者からの実績報告が行われたものとみなす。

（補助金の額の確定の通知）

第7条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第8条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第4号様式によるものとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

(1) 概算払は第1学期及び第2学期において申請することができる。

(2) 概算払の申請額は、第5条の規定による交付の決定の通知に内訳額として記載される当該学期分の交付決定額を限度とする。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、第5号様式によるものとする。

4 前2項の規定により概算払いを受けたときは、概算払いに係る事務又は事業が完了したときから30日以内に概算払精算書（第6号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和4年9月1日から施行し、令和4年9月分以降の学校給食費について適用する。

（出水市令和4年度における学校給食費一括納入者に係る学校給食費補助金交付要綱の廃止）

2 出水市令和4年度における学校給食費一括納入者に係る学校給食費補助金交付要綱（令和4年出水市告示第155号）は、廃止する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年度学校給食費補助金交付申請書兼同意書

年度学校給食費補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第3条及び出水市学校給食費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、当該事務手続を行うに当たり、学校給食費の納入状況その他事務に必要な情報を市が調査し、又は学校長が市に提供することに同意します。

記

1 対象児童又は生徒

氏名	学年	区分	氏名	学年	区分
	年	第 子		年	第 子
	年	第 子		年	第 子

※区分は、世帯内で養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者のうち上から数えてください。

2 補助金交付申請額 円

第2号様式（第5条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



年度学校給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度学校給食費補助金については、出水市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 決定額内訳 | |
| | 学期分 | 円 |
| | 学期分 | 円 |
| | 学期分 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | |

第3号様式（第7条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



年度学校給食費補助金交付確定通知書

年 月 日付け出 第 号で交付決定の通知をした
年度学校給食費補助金については、出水市補助金等交付規則第14条の規定に
より、次のとおり確定したので通知します。

補助金の額 金 円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

請求者 学校名

学校長

印

年度学校給食費補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の補助金交付決定（確定）通知に
基づく 年度学校給食費補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付
規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

補助金の総額	前回までの交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 学校名

学校長

印

年度学校給食費補助金概算払申請書

年 月 日付け出 第 号で交付決定通知があった
年度学校給食費補助金を、出水市補助金等交付規則第16条及び出水市学校給食
費助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり概算払くださるよ
う関係書類を添えて申請します。

記

- 1 概算払申請額 金 円
- 2 概算払を必要とする理由

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 学校名

学校長

印

年度学校給食費補助金概算払精算書

年 月 日に受領した上記補助金の概算払については、出水市学校給食費助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり精算します。

記

事業費	補助金交付 決定額	概算払 受領額	概算払 精算額	差引き	概算払精算 済合計	未請求額